

水利使用に係る適正性点検結果および
河川法令の遵守意識徹底のための取組実績・計画
に関する報告書

(国土交通省 関東地方整備局)

平成20年5月

東京電力株式会社

目 次

1	目的	1
2	命令書（再発防止策）に基づく報告	2
2.1	水利使用に係る適正性の確認体制及び平成 19 年度適正性点検結果	2
2.1.1	水利使用に係る適正性の確認体制	2
2.1.2	適正性点検結果	6
2.2	平成 19 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実績	9
2.2.1	社員研修の実施結果	9
2.2.2	社内規定の整備等の取組	11
2.2.3	本店等における現場の状況把握	12
2.3	平成 20 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実施計画	14
2.3.1	取組方針	14
2.3.2	計画内容	14

1 目的

本報告書は、国土交通省関東地方整備局から当社あてに発出された命令書に係る報告徴収命令（平成19年5月16日付）に基づき、「国関整水第25号の4の命令書の別紙の1および2」について同地方整備局に報告するものである。命令書の内容は以下のとおり。

【命令書の別紙】

1 水利使用に係る適正性の確認体制の整備

河川法令上の必要な手続きが適正に行われているか否か、報告するデータの内容が適正なものであるか否かを含め、適正な水利使用が行われていることを確認するため、組織横断的かつ水利使用の適正性確保の責任の所在が明確となる体制を1箇月以内に構築し、報告

許可等の申請やデータの報告等に当たっては、当該確認体制でその適正性を確認の上、当該申請等を行うとともに、平成20年度以降、当面の間、毎年度5月末日までに、前年度における許可等の申請やデータの報告が、すべからく当該確認体制においてその適正性について確認されているか否かについて点検の上、その結果について報告^{※1}

2 河川法令の遵守意識の徹底

社員研修の実施、社内規定に整備等の取組、本店等における現場の状況把握を始め、河川法令遵守意識の徹底のための対策を講じること。

これに際し、平成19年度における河川法令の遵守意識の徹底のための取組実施計画について、1箇月以内に策定し、報告するとともに、平成20年度以降、当面の間、毎年度5月末日までに、前年度の取組実績（具体的には、実施した研修の概要、当該研修の人数及び研修の成果の要旨、社内規定に変更がある場合はその具体的内容及びその周知の状況等）、当該年度の取組実施計画について、報告^{※1}

（※1 本報告の該当箇所）

2 命令書（再発防止策）に基づく報告

2.1 水利使用に係る適正性の確認体制及び平成 19 年度適正性点検結果

2.1.1 水利使用に係る適正性の確認体制

以下の体制で平成 19 年度の水利使用に係る適正性確認を実施した。

<確認体制>

- ① 工事実施部署責任者（支店・電力所工事実施部署グループマネージャー、制御所・総合制御所工事実施部署グループマネージャー）
 - ・工事の計画・実施の責任者

- ② 工事実施部署（支店・電力所工事実施部署、制御所・総合制御所工事担当部署）
 - ・工事の計画および実施
 - ・工事に係る河川法の許可申請書類の作成

- ③ 設備管理部署責任者（制御所・総合制御所土木担当部署グループマネージャー）
 - ・ダムの安全性確認・評価全般の責任者
 - ・官庁報告の責任者
 - ・取水量管理、ダム操作の責任者
 - ・その他、水利使用全般の責任者

- ④ 設備管理部署（制御所・総合制御所土木担当部署）
 - ・ダムの安全性確認・評価
 - ・官庁報告
 - ・取水量管理、ダム操作
 - ・その他、水利使用全般業務の実施

- ⑤ ダム管理総括責任者（支店・電力所土木担当部署グループマネージャー）
 - ・河川法に係る工事について、技術基準の適合性をチェック
 - ・制御所・総合制御所で実施した計測およびデータ分析結果について、支店・電力所検討会を開催し、安全性を確認、総括的に管理
 - ・ダム・貯水池等に関する官庁報告資料をチェック

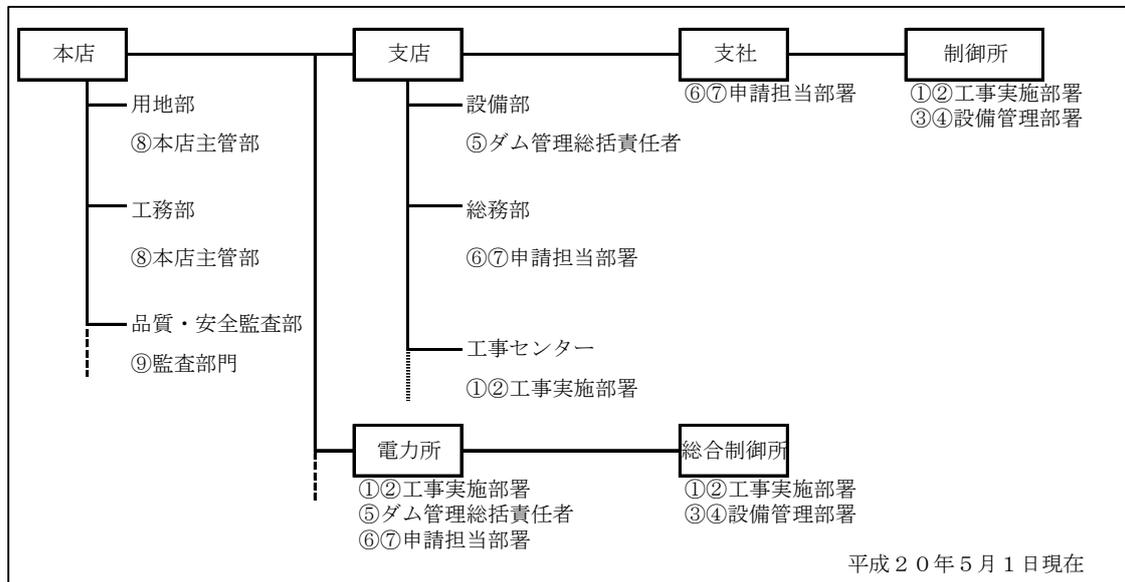
- ⑥ 申請担当部署責任者（支店・電力所、支社申請担当部署グループマネージャー）
 - ・河川法に係る工事申請の責任者

- ⑦ 申請担当部署（支店・電力所、支社申請担当部署）
 - ・河川法に係る工事申請の可否をチェック
 - ・河川法に係る工事申請手続きを実施

- ⑧ 本店主管部（本店工務部工務土木グループ、水力発電グループ、用地部水利・尾瀬グループ）
 - ・ダム安全性評価に係る全社的課題の解決、水平展開を実施
 - ・特定ダムの計測評価結果について、土木保守管理委員会を開催し、安全性を確認
 - ・工事申請手続き実施に関するチェック状況を確認
 - ・官庁報告に関するチェック状況を確認

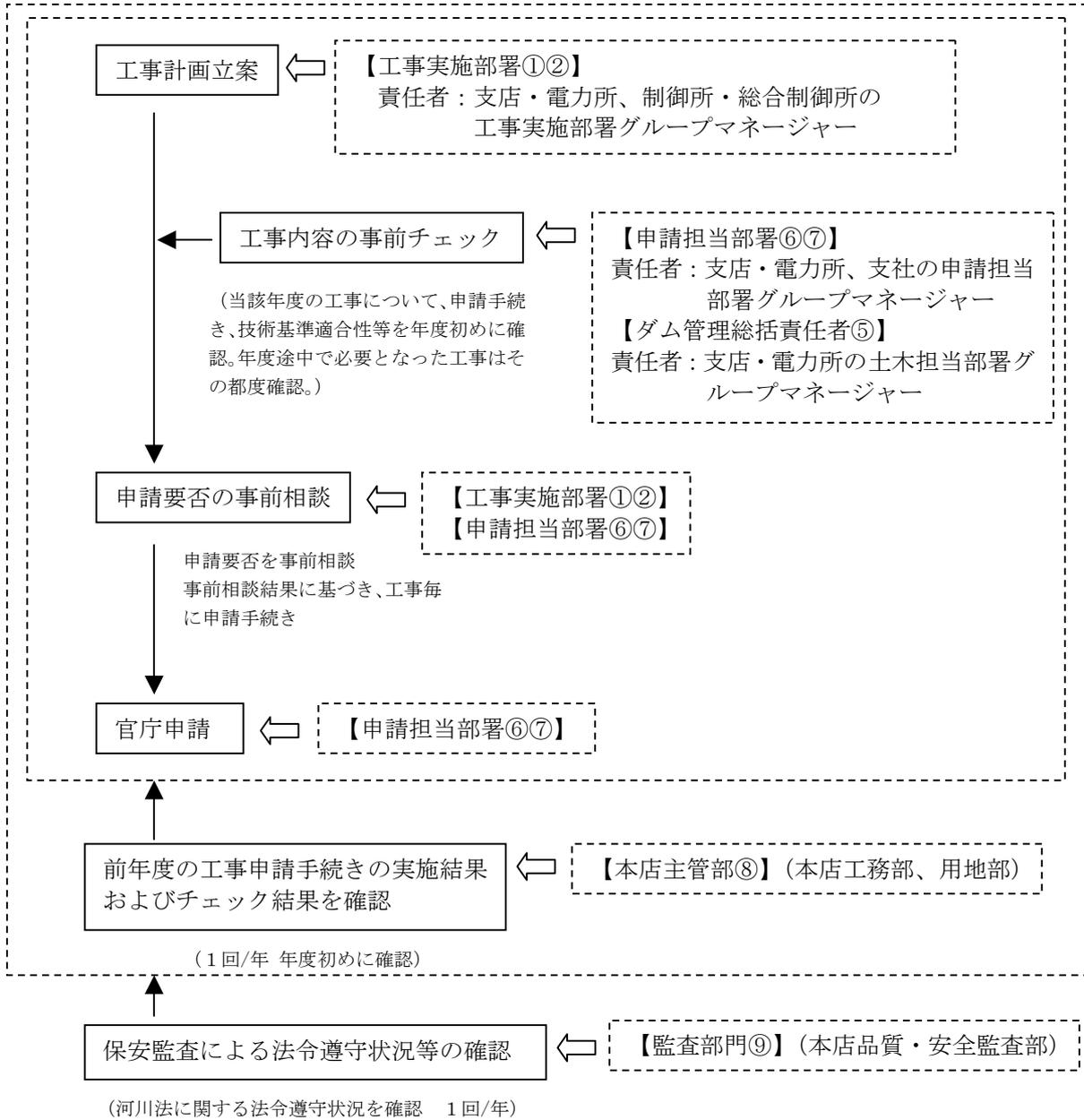
- ⑨ 監査部門（品質・安全監査部保安監理グループ）
 - ・保安監査により河川法に関する法令遵守状況等を確認

（参考：社内組織図）

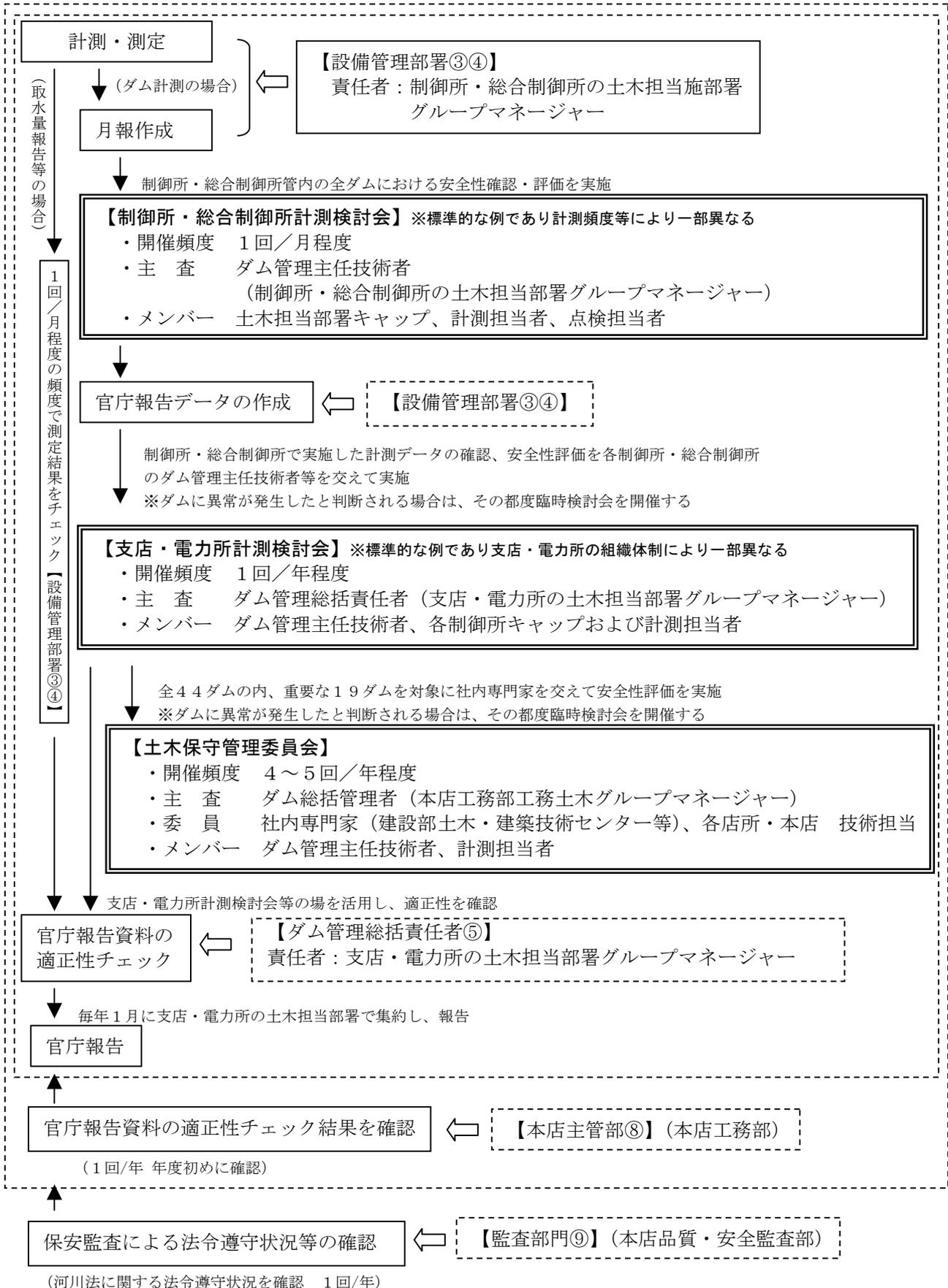


適正性の確認体制

【工事実施】



【ダム計測、取水量等に係る報告】



2.1.2 適正性点検結果

本店主管部、監査部門において、次のとおり平成19年度の水利使用に係る適正性の確認状況を点検した結果、何れも適正に実施されていることを確認した。

(1) 工事实施の適正性点検結果

<支店・電力所の確認状況、工事实施状況>

工事の申請手続きについては、支店・電力所の申請担当部署およびダム管理総括責任者が工事内容のチェックを行い、河川区域、河川保全区域内の工事並びに流路を形成する工作物に係る工事に該当するもの（判断に迷うものを含む）を抽出し、同命令書に基づき、河川管理者に申請要否の事前相談を実施している。

平成19年度には全体で約1,500件の工事が計画され、約800件について事前相談を実施し、このうち110件が申請必要と判断された。下表に申請が必要と判断された工事の実施状況並びに申請状況一覧を示す。申請が必要な工事は何れも適切に申請手続きが行われていた。

表-1 工事实施状況・申請状況一覧

店所名	工事計画	工事实績		申請実績 (工事件数)	申請先
	計画数(要申請数)	実施	未実施		
栃木支店	30	17	13	17	関東地方整備局
群馬支店	29	25	4	25	関東地方整備局
多摩支店	0	0	0	0	関東地方整備局※ ²
山梨支店	26	7	19	7	関東地方整備局
	1	1	0	1	関東・中部 両地方整備局
猪苗代電力所	1	0	1	0	北陸地方整備局
松本電力所	23	13	10	13	北陸地方整備局
信濃川電力所	0	0	0	0	北陸地方整備局※ ²

※2 申請要否の事前相談先

<本店主管部による点検結果>

支店・電力所においては、水力発電所に係る工事について「工事概要」「工事場所、工事種別等」「申請担当部署責任者、工事实施部署責任者、ダム管理総括責任者確認日」並びに「法令手続き履歴」等の項目からなる「工事申請手続き管理表」「工事経歴台帳」等により工事内容のチェック状況並びに法令手続きの実施状況を管理している。

本店主管部（用地部、工務部）において、平成19年度の「工事申請手続き管理表」「工事経歴台帳」等をチェックした結果、手続き不備等の不適切な取り扱いは確認されなかった。

<監査部門による点検結果>

監査部門において以下の事項が適正に管理されていることを確認した。

【支店・電力所の確認状況および工事実施状況について】

以下の事項について、支店・電力所が作成した「工事申請手続き管理表」「工事経歴台帳」等によりチェックした結果、不適切な取り扱いは確認されなかった。

- ・申請手続きの要否について、河川管理者への事前相談の実施状況
- ・申請が必要と判断された工事の申請手続き状況

【本店主管部による点検状況について】

本店主管部は、支店・電力所が作成した「工事申請手続き管理表」「工事経歴台帳」等により、平成19年度に実施した工事において適切な手続きが行われていることを確認していた。

(2) ダム計測、取水量等に係る報告の適正性点検結果

<支店・電力所の確認状況、データ補正等の状況>

ダム計測、取水量等に係る報告の適正性確認については、河川管理者への報告前に支店、電力所の計測検討会等を開催し、「計測データと報告データとの差異」、「差異が有って補正を行っている場合には、その妥当性や河川管理者への事前説明の有無」等について確認している。

下表に支店、電力所の計測検討会等での確認結果を示す。定期報告においては、いずれも「計測データと報告データとの差異無し」もしくは、「差異があったが、河川管理者に説明の上で補正（欠測データの補完等）した値」を報告しており、適正な値を報告していた。

表-2.1 ダム計測、取水量等に係る報告の適正性確認結果(その1)

(ダム・貯水池・調整池関係)

店所名	発電所数 [ダム等数]	測定項目数	チェック結果		報告先
			元データとの差異無し	河川管理者に説明の上、 データを補正※3	
栃木支店	4 [6]	45	45	0	関東地方整備局
群馬支店	5 [5]	44	35	9	関東地方整備局
	2 [3]	20	10	10	北陸地方整備局
山梨支店	3 [4]	18	15	3	関東地方整備局
猪苗代電力所	3 [4]	13	13	0	北陸地方整備局
松本電力所	11 [11]	77	72	5	北陸地方整備局
信濃川電力所	4 [4]	20	20	0	北陸地方整備局

※3 測定項目のデータに補正値が含まれる場合。なお、補正値には欠測としたものも含む。

表-2.2 ダム計測、取水量等に係る報告の適正性確認結果(その2)

(取水量関係)

店所名	発電所数	測定項目数	チェック結果		報告先
			元データとの差異無し	河川管理者に説明の上、データを補正 ^{※3}	
栃木支店	20	26	26	0	関東地方整備局
群馬支店	38	101	86	15	関東地方整備局
	1	2	2	0	北陸地方整備局
山梨支店	26	69	54	15	関東地方整備局
	1	8	6	2	関東・中部両地方整備局
猪苗代電力所	2	4	2	2	東北地方整備局
	13	22	22	0	北陸地方整備局
松本電力所	29	61	61	0	北陸地方整備局
信濃川電力所	8	31	30	1	北陸地方整備局

※3 測定項目のデータに補正值が含まれる場合。なお、補正值には欠測としたものも含む。

<本店主管部による点検結果>

支店・電力所においては、計測項目毎の「計測データとの差異の有無」「補正の良否、河川管理者への説明の有無」並びに全体確認としての「ダム管理総括責任者確認」等の項目からなる適正性確認表により適正性の確認状況を管理している。

本店主管部（工務部）において、平成19年の適正性確認表をチェックした結果、データ改ざん等の不適切な取り扱いは確認されなかった。

<監査部門による点検結果>

監査部門において以下の事項が適正に管理されていることを確認した。

【支店・電力所の確認状況およびデータ補正等の状況について】

以下の事項について、店所・電力所が作成した「国土交通省報告データ適正性確認表」および報告データ・元データ・議事録等によりチェックした結果、不適切な取り扱いは確認されなかった。

- ・ダム計測、取水量等に係る報告データについて、「元データとの差異の有無」の確認状況
- ・元データと差異がある報告データについて、補正内容の適正性および国土交通省への補正内容の説明の実施状況

【本店主管部による点検状況について】

本店主管部は、支店・電力所が作成した「国土交通省報告データ適正性確認表」により、平成19年分の報告データが適切であることを確認していた。

2.2 平成19年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実績

2.2.1 社員研修の実施結果

平成19年度の社員研修を以下のとおり実施し、河川法令やダム計測技術の理解・向上並びに技術者倫理意識の向上を図った。

(1) 河川法に関する社員研修の実施結果

<研修内容及び実績>

各店所の申請担当部署、工事実施部署の管理職及び中核的立場の社員を対象に、河川法の講師を育成する研修を実施。本研修受講者を講師として、各店所において「水力系職場の工事実施部署において、部下を指導し、かつ業務の中核的立場の社員」「申請担当部署全員」「その他、受講を希望する社員」を対象に河川法研修を実施した。

a. 実施時期

河川法の講師を育成する研修：平成19年7月26日

各店所における河川法の研修：平成19年8月13日～12月27日 延べ29回

b. 研修内容

河川法条項、水利使用規則及び河川法に係る技術基準について、主に次の事項に関する研修資料を作成し、講義を実施。

○河川法条項のうち主に学んだもの

- ・第6条（河川区域）
- ・第23条（流水の占用の許可）
- ・第24条（土地の占用の許可）
- ・第25条（土石等の採取等の許可）
- ・第26条（工作物の新築等の許可）
- ・第27条（土地の掘削等の許可）
- ・第55条（河川保全区域における行為の制限）

○水利使用規則のうち主に学んだもの

- ・取水量の測定等
- ・工作物等の設計の変更等の承認

○河川法に係る技術基準のうち主に学んだもの

- ・河川管理施設等構造令等

c. 受講者数

河川法の講師を育成する研修：23名

各店所における河川法の研修：684名 {水力系職場の職員数：約1,200名}

<研修成果>

アンケート調査により研修内容の理解度確認を実施した。その結果、プラス評価（「十分理解できた」「大体理解できた」と回答したものの割合）が95%であり、河川法令に関する理解度は高い水準であった。また、研修内容に関する意見として「実際の河川法申請事例を用いた研修を行ってほしい」という意見が挙げられた。

(2) ダム計測管理に関する研修の実施結果

<研修内容および実績>

平成 19 年 6 月 18 日に「堤体の安全性点検」、「関連職員に対する研修」を内容とした「堤体の安全点検等に関する自己点検計画書」を関東、北陸地方整備局へ報告している。本計画書に基づき、「玉原発電所、安曇発電所、水殿発電所、野反ダム」管理箇所を対象に、CAI^{*4}による「ダム計測管理に関する基本研修」並びにダム管理主任技術者による「対象ダムの計測管理に関する研修」を以下のとおり実施した。(※4 コンピュータを道具として、画面に出るイラスト、文章、音声を見ながら、あるいは聞きながら自己学習するもの)

a. 実施時期

○ダム計測管理に関する基本研修

平成 19 年 7 月 9 日～平成 20 年 2 月 20 日 (研修施設において延べ 11 回実施)

○対象ダムの計測管理に関する研修

玉原発電所管理箇所 (奥利根制御所) : 平成 20 年 1 月 29 日

安曇発電所、水殿発電所管理箇所 (梓川総合制御所) : 平成 20 年 3 月 5 日

野反ダム管理箇所 (長野原制御所) : 平成 20 年 3 月 25 日

b. 研修内容

○ダム計測管理に関する基本研修

「ダムの安定条件」「ダム計測の内容」「計測値の整理」「計測値の評価」等を内容としたダム計測管理業務に関する基礎的な事項を学習。

○対象ダムの計測管理に関する研修

対象ダムの「設計・施工に関する事項」「計測・評価に関する事項」等に関連する内容について、ダム管理責任者が講義を実施。

c. 受講者数

ダム計測管理に関する基本研修 : 17 名

対象ダムの計測管理に関する研修 : 14 名 {対象ダム管理箇所の職員数 : 45 名}

<研修成果>

アンケート調査 (確認テスト形式) によりダム計測管理の基礎的な事項の理解度確認を実施した。その結果、ダム計測管理に関する 10 設問の正解率が平均で 91%であり、良好な結果が得られた。

(3) 技術者倫理に関する社員研修の実施結果

<研修内容および実績>

全社的な取り組みとして技術系全社員 (出向・派遣者や休職中の社員等を除く) を対象に e ラーニング^{*5}による研修を以下のとおり実施した。

(※5 コンピュータネットワークなどを利用し、画面に出るイラスト、文章、音声を見ながら、あるいは聞きながら自己学習するもの)

a. 実施時期

平成 19 年 8 月 28 日～平成 20 年 3 月 31 日 (受講期間)

b. 研修内容

設備に携わる者の姿勢や心構えとして、以下を徹底

- ・生活者・消費者としての感覚・感性である、「社会的感性」が求められていること
- ・データの適正な記録・管理が社会の「安心」を確保することにつながる
- ・改ざんと補正の違い

c. 受講者数

22,357人

<研修成果>

アンケート調査により研修内容の理解度確認を実施した。その結果、プラス評価（「理解できた」「まあ理解できた」と回答したものの割合）が97%であり、技術者倫理に関する理解度はきわめて高い水準であった。

2.2.2 社内規定の整備等の取組

河川法申請要否の確認体制や計測データのチェック体制等について、以下のとおり社内マニュアルに反映し、業務の標準化を図った。

(1) マニュアル制改定実績

- ・「水利業務マニュアル」を改定（平成19年6月28日）
- ・「水力発電所および変電所工事運用マニュアル」を改定（平成19年6月26日指示文書対応^{※6}→10月29日改定）
- ・「ダム管理主任技術者マニュアル」を制定（平成19年6月28日）
- ・「ダム計測管理マニュアル」を制定（平成19年6月28日）

（※6：マニュアルの変更等を指示する文書）

(2) 制改定の概要

- ① 「水利業務マニュアル」「水力発電所および変電所工事運用マニュアル」
関係法令に基づく、届出・申請の要否をチェックする仕組みをルール化。

【主な規定内容】

- ・申請担当部署は、年度当初に当該年度におけるすべての工事計画を一覧表の情報提供を受け、河川法適用の有無について確認を行う。ダム管理総括責任者は河川法他に係る技術基準の適合性を確認する。
- ・河川法に係る当該年度すべての工事件名並びに前年度の工事实績を一覧表に整理のうえ、毎年5月末までに国土交通省に報告するとともに当該年度工事に対する申請要否の協議を行う。

- ② 「ダム管理主任技術者マニュアル」

ダム管理主任技術者の役割と責任を明確化。

【主な規定内容】

- ・「河川法による選任対象ダムの維持、操作その他の管理に係わる管理・監督」等、

ダム管理主任技術者の役割を規定。

③「ダム計測管理マニュアル」

ダムの安全性評価に関する技術的事項に加えてデータの適正性をチェックする仕組みをルール化。

【主な規定内容】

- ・計測機器故障、計測者の人為的なミスによる異常データが確認された場合には、正しい値ではないことが判るように、その異常値の原因・内容を計測記録等に記載する。
- ・計測記録を補正する場合には、事前に提出先にその内容を説明し、元データによる報告もしくは補正值での報告等、報告書の作成方法等について協議を行う
- ・作成した報告データは、提出前に支店・電力所で行う計測検討会において、報告案等と元データとの照合・評価により適正性を審議する。

(3) 店所・第一線職場への周知状況

今回制改定を行ったマニュアルの内容については、以下により店所・第一線職場に周知した。また、アンケート調査（確認テスト形式）を実施し、マニュアル制改定内容の理解度確認を実施した。

<周知状況>

- ・平成19年5月～9月にかけてデータ改ざん等の再発防止対策に関する店所巡回キャンペーンを実施。その中で、マニュアル制改定の概要を周知。
- ・制改定完了後に社内イントラネットの規程・マニュアルシステムへ登録し、全社に公開。これらの公開情報は、社内イントラネットにより全社員へ発信。
- ・上記に加えて、本店主管部において「店所へのメール発信」、「会議の場を活用した支店・電力所への周知」等を実施。

<理解度確認結果>

アンケート調査（確認テスト形式）によりマニュアル制改定内容の理解度確認を実施した。その結果、ダム計測データの取り扱いに関する4つの設問の正解率が平均で88%、法令手続きの要否判断に関する2つの設問の正解率が平均で73%であった。これらの調査結果については、マニュアル理解度の向上のために、各設問の回答・解説を作成し、店所・第一線職場にフィードバックを行った。

2.2.3 本店等における現場の状況把握

河川法令の遵守状況確認、河川法に関する研修の実施状況確認並びに店所巡回キャンペーン等を以下のとおり実施し、現場の状況把握や第一線職場が抱える悩みを軽減するサポートの強化を行った。

(1) 申請手続きの適正性等の確認

支店・電力所における申請手続きの実施状況、報告データの適正性確認状況を年

度初めに確認した。詳細については、「2.1.2 適正性確認結果」に記載のとおり。

(2) 河川法申請要否の事前相談や河川管理者からの指示・指導等の事例収集

支店・電力所にて実施した河川法申請要否の事前相談や河川管理者からの指示・指導等の実績（約 400 件程度の議事録等）を収集。これらを「河川法 24 条、26 条、55 条申請に関するもの」「取水量に関するもの」等のカテゴリに分けて社内イントラネット上のデータベースに登録し、情報共有を図った。

(3) 河川法令研修の実施状況の確認実績

支店・電力所において実施した河川法研修 29 回のうち、本店主管部が 11 回研修に同席し、河川法令研修が適切に実施されていることを確認するとともに、河川法令遵守を徹底するよう指示した。

(4) 第一線職場が抱える悩みを軽減するサポートの強化

<店所巡回キャンペーン実施>

店所巡回キャンペーンにより全 20 箇所の第一線職場を訪問し、意見交換を実施した（H19/5/23～9/19）。また、本キャンペーンのサポート効果をアンケート調査により確認した結果、プラス評価（「非常に効果があった」「効果があった」と回答したものの割合）が 94%であり、良好な評価が得られた。

<法令に関する相談窓口の設置>

本店に法務室を設けて、法令に関する相談窓口として「法律相談受付ライン」を設置した（H19/7/1）。また、本法務室によるサポート効果をアンケート調査により確認した結果、プラス評価（「サポートが得られやすくなったと思う」「まあ得られやすくなったと思う」と回答したものの割合）が 61%と、一定の効果があがっていることが確認された。ただ、「わからない」と回答したものが 9%いるとともに、「どちらとも言えない」という意見が 29%あり、まだまだ、認知度、サポートが十分でないと判断される。

<ダム計測業務に関する相談窓口の設置>

日常の計測管理業務などで感じた疑義や計測値の分析・評価などに関して気軽に相談できるように本店主管部（工務部）に相談窓口を設置し、社内専門家を活用する仕組みを構築（H19/5/23）。平成 19 年度は、計測値の評価や計測管理方法等に関して 18 件の相談があった。また、本相談窓口のサポート効果をアンケート調査により確認した結果、プラス評価（「サポートが得られやすくなった」「やや得られやすくなった」と回答したものの割合）が 89%であり、良好な評価が得られた。

2.3 平成 20 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実施計画

2.3.1 取組方針

平成 19 年度の取組結果やアンケート調査で確認された課題・要望事項等を踏まえ、平成 20 年度における河川法遵守意識徹底のための取組を以下の方針により計画する。

【社員研修の実施】

- ・「河川法」に関する研修については、受講対象者を拡大して引き続き実施する。また、アンケート調査で確認された意見・要望事項を反映し、計画する。
- ・ダム計測管理に関する研修についても、「堤体の安全点検等に関する自己点検計画書(平成 19 年 6 月 18 日報告)」に基づき、引き続き実施する。
- ・技術者倫理に関する研修は、平成 19 年度に技術系全社員を対象に実施したことから、平成 20 年度については新入社員等を対象として適宜実施することとする。

【社内規定の整備等の取組】

- ・河川法令手続きやダム計測等に関する社内マニュアルをレビューし、必要に応じてマニュアル制改定を行う。

【本店における現場状況把握】

- ・平成 19 年度に引き続き実施する。

2.3.2 計画内容

(1) 「河川法」に関する社員研修の実施

河川法令に関する研修については平成 19 年度の内容を引き続き実施する。それに加えて平成 20 年度はアンケート調査で確認された意見・要望を反映し、新たに申請事例を用いた組織横断的なディスカッションを行う。

<河川法の研修>

a. 実施時期

平成 20 年 10 月、11 月

b. 研修内容

- 河川法条項（第 6, 23～27, 55 条）
- 水利使用規則（取水量の測定等、工作物等の設計の変更等の承認）
- 河川管理施設等構造令等^{※7}（各種構造物の構造計算事例等）

（※7 土木関係の工事実施部署が受講対象）

c. 研修形式

各店所における集合研修

d. 受講対象者

- 昨年度未受講の水力系職場工事担当社員のうち、主に中堅社員
- 申請担当部署全員
- 受講を希望する者

e. 講師

- 各店所の申請担当部署の管理職または中核的立場の社員
- 技能訓練センターの社員

＜河川法の講師を育成する研修＞

- a. 実施時期
平成 20 年 9 月
- b. 研修内容
河川法と河川法関係法令、水利使用規則
- c. 研修形式
本店における集合研修
- d. 受講対象者
各店所の申請担当部署の管理職または中核的立場の社員
- e. 講師
本店主管部の社員
なお、講師育成の過程においては国土交通省職員から直接ご指導をいただくようお願いをする。

＜工事事例を用いた組織横断的なディスカッション＞

- a. 実施時期
平成 20 年 10、11 月
- b. 研修内容
申請担当部署と工事実施部署との認識共有を図るため、店所ごとに平成 19 年度の申請実例を用いて両部署メンバーによる事例検討会を実施する。
- c. 研修形式
店所ごとに申請担当部署と工事実施部署のメンバーを交えたグループディスカッションとする。
- d. 受講対象者
申請担当部署と工事実施部署の各メンバー

(2) 社内規定の整備等の取組

本店及び店所・第一線職場において、規定・マニュアルのレビューを実施。レビュー結果を踏まえ、規定・マニュアルの制改定を実施。

(3) 本店等における現場の状況把握

本店主管部は、河川法を遵守して適正に業務を遂行しているか、また、河川法令研修の実施状況等について確認し、業務に関する支援・調整・指導を行う。

- a. 申請手続きの適正性等の確認
申請手続きやデータ計測の業務が法令等に基づき適正に行われているか、またそれをチェックしているかを確認する。
○前年度の工事申請手続きの実施結果およびチェック結果を確認する。
[年度初め]
○官庁報告資料の適正性チェック結果を確認する。 [年度初め]
- b. 河川法申請要否の事前相談や河川管理者からの指示・指導等の事例収集
河川管理者と行った申請要否等の事前協議の結果や指示・指導等の実績を収

集し、社内関係箇所の情報として共有するためのデータベースを平成19年度に構築した。平成20年度も引き続き事例収集を行い、情報共有を図る。

c. 河川法令研修の実施状況の確認

○研修日時、受講人数等を確認する。[年度初め]

○研修受講者に対してアンケートを実施し、次回以降の研修に役立てる。

d. 第一線職場が抱える悩みを軽減するサポートの継続実施

本店主管部門は、個人・職場が悩みや課題を抱え込まないよう、その悩みや課題を聴取し、解決のための支援を行う。

○店所巡回キャンペーンを行い、第一線職場との意見交換を実施する。[平成20年6月～9月]

○法令に関する相談窓口として平成19年度に設置した「法律相談受付ライン」により、平成20年度も継続してサポートを実施する。

○平成19年度に設置したダム計測業務に関する相談窓口により、平成20年度も継続してサポートを実施する。

以 上